

<事業者様向けQ&A集>

4月1日現在 Ver.1

助成金全般に関する質問		
	質問内容	回答内容
A-1	「はこだて割」の交付決定通知を事務局から受領する前にすでに予約されていた4月以降の予約に対して助成金は適用できますか？	対象外です。3月30日以降に事務局からの交付決定通知を受領後、各事業者の準備ができ次第販売開始となった「はこだて割」対象商品への新規の予約のみ対象です。
A-2	宿泊施設への予約がOTA及び旅行会社経由で入った場合、その予約に対して宿泊施設に配分した助成金原資を活用できますか？	できません。あくまで宿泊施設に配分した原資は宿泊施設へ直接予約が入った場合のみ適用となります。
A-3	宿泊施設へ配分した助成金の適用可能な予約例を教えてください。	宿泊施設への直接予約（HPや電話・メール等）の場合にのみ割引適用可能です。
A-4	対象期間の「はこだて割」プランで予約していない別プランの予約は、自動的に「はこだて割」の対象になりますか？	対象外です。この場合、再予約が必要です。
A-5	宿泊代金には、入湯税や消費税を含めて考えることは可能ですか？	可能です。その場合、諸税を含んだ総額が5,000円以上であることが条件となります。
A-6	国の「GoToトラベル」事業との併用は可能ですか？	併用は可能ですが、現在は「GoToトラベル」事業が開始（再開）しておりませんので、併用商品は販売できません。併用可能となった場合の詳細は、事業者向け取扱マニュアルをご確認下さい。
A-7	北海道の「新しい旅のスタイル」事業との併用は可能ですか？	併用可能です。詳細は、「事業者向け取扱マニュアル」をご確認下さい。
A-8	「GoToトラベル」事業、「新しい旅のスタイル」事業以外に併用については可能ですか？	併用可能です。適用順序などのルールは、「GoToトラベル」事業、「新しい旅のスタイル」事業の併用基準に準じます。
A-9	併用可能な助成金がある場合、必ず併用しなくてはならないのか？	併用するかどうかは事業者様の判断となります。
A-10	対象者の範囲を教えてください。	全国的な感染状況を踏まえ、市または事務局からの通達があるまでは「函館市民限定」となります。
A-11	函館に宿泊される方全員対象ですか？	現時点での対象は、代表者、同行者問わず「函館市民限定」となります。但し、事務局から通達があった場合は対象拡大となる事もありえます。
A-12	日帰りツアーは助成の対象になりますか？	対象外です。
A-13	車中泊やキャンプなどは助成の対象になりますか？	対象外です。
A-14	修学旅行は助成の対象になりますか？	学校の公式行事（修学旅行、宿泊研修等）での利用分は対象外です。
A-15	ビジネス利用は助成の対象になりますか？	対象となります。
A-16	商品販売をする際、記載が必要な事項は何ですか？	下記のすべての情報をお客様へ明示・周知して販売が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・「はこだて割」を利用した商品であること ※ロゴの表示義務はございません。 ・助成金適用前の商品販売価格（消費税・サービス料を含む額としても構いません。） ・助成金額（＝実際の割引額） ・お支払い実額（＝お客様がお支払になる額） ・取消料に関する考え方（取消料に助成金を充当できない旨の明示）
A-17	ロゴの掲載は必要ですか？	ロゴを入れることは必須ではありませんが、事業者用公式HPにデータを公開しておりますので、適宜ご活用ください。なお、「はこだて割」を利用した商品であることは明示する義務があります。
A-18	はこだて割適用時の端数の取り扱いについて教えてください。 Ex) 1人1泊5,005円（税込）の場合	5,005円×1/2=2,502.5円となり、助成金額は「2,502円」、お客様支払い実額は「2,503円」となります。
A-19	はこだて割適用時の端数の取り扱いについて教えてください。 Ex) 2人1室10,010円（税込）の場合	助成金額の算出は、あくまでも1人あたりのご旅行代金が基準のため、10,010円×1/2=5,005円 5,005円×1/2=2,502.5円 助成金額は1人あたり「2,502円」、2人分の助成金額は「5,004円」となり、お客様支払い実額は「5,006円」となります。 詳細は、「事業者向け取扱マニュアル」をご確認下さい。
A-20	旅行会社が助成事業者申請・登録をすれば函館市内の全宿泊施設が対象となりますか？	旅行会社が販売するプラン内であれば対象となります。

函館市民であることの確認について		
質問内容	回答内容	
B-1	予約時の確認方法を教えてください。	事業者のホームページ・WEB予約サイトへの現住所の入力や電話での予約の際は口頭確認で行います。
B-2	宿泊施設チェックイン時の確認方法を教えてください。	表者・同行者に関わらず、宿泊者全員の現住所がわかる本人確認書類の原本を、施設利用前（チェックイン時）にご提示頂き、必ず目視で確認してください。函館市民であることが確認できない方は助成の対象外となります。
B-3	本人確認書類とは何を指しますか？	運転免許証、健康保険証、パスポート、その他「函館市民」であることが確認できるものとします。 ※ 本人確認書類に記載の住所が現住所と異なる場合については、当該本人確認書類と併せ、直近(3ヶ月)の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の領収証書（現住所及び氏名が記載されたもの）で函館市民であることが確認できれば助成対象とします。 ※ 保護者同伴の15歳以下（中学生）の方については、本人確認書類の提示は不要です。
B-4	本人確認書類はコピーが必要ですか？	函館市民であることが確認できれば、
B-5	函館市民であることが確認できない場合はどうなりますか？	助成の対象外となります。その場合、発生した差額については、事業者が定める方法にて、お客様ご自身に追加でお支払いいただくこととなります。
宿泊旅行商品に関する質問		
質問内容	回答内容	
C-1	宿泊単品の助成内容を教えてください。	1泊5,000円（税込）以上の1/2以内の額を助成します。 1泊あたりの上限は、10,000円（税込）までとなり、最大3連泊まで適用となります。
C-2	1/2以内の額について教えてください。	宿泊旅行商品については、「1/2以内の額」という条件で販売頂いており、各社の販売上の都合により、1,000円未満切捨てなど、「1/2の額」でなくても販売は可能ですが、お客様は、「1/2以内の額」＝「1/2の額」と認識する場合があります。端数の切り捨てや事業者が設定する任意の割引額で販売する場合、予約時にお客様が識別可能な方法（例：HP、チラシへの記載等）で周知して下さい。
C-3	連泊についてのルールを教えてください。	同一の宿泊施設等に係る対象商品を複数回に分けて購入し、実質的に4連泊以上の利用となる場合には、利用途中のチェックアウトの有無に関わらず、利用の初日から起算して3連泊分までに限り助成金の対象とします。
C-4	助成金額の上限について、例えば、1人1泊20,000円（税込）の宿泊商品を、助成金適用後10,000円（税込）で販売可能ですか？	可能です。
C-5	チェックイン時に提携先の食事券を渡すプランはOKですか？	換金性の高い商品券類等をプラン含めることはできません。 ただし、「夕食」「朝食」付きプランとして、利用日・利用場所・メニュー等が指定された場合には対象です。詳細は、「事業者向け取扱マニュアル」をご確認下さい。
C-6	宿泊＋土産付のプランは販売可能ですか？	換金性の高いものが付いたプラン販売はできません。また、事務局が適切ではないと判断したものについては対象外となります。
交通付きパッケージ商品に関する質問		
質問内容	回答内容	
D-1	交通付きパッケージ商品の助成内容を教えてください。	交通費含む10,000円（税込）以上の函館市内パッケージ商品について、1泊あたり定額で5,000円（税込）を助成します。最大3泊まで適用となります。
D-2	助成金額は事業者で任意に設定可能ですか？	交通付きパッケージ商品については、定額での助成となりますので、事業者の任意額での設定はできません。

D-3	交通付きパッケージ商品の「交通」とは何を指しますか？	域外からの航空機・鉄道・船舶・高速バス等の輸送機関による移動を指します。交通付きパッケージ商品は、そうした移動を旅行代金に含む商品と認識ください。よって、函館市内のバスや市電等の2次交通、函館市内における市民向けバスツアーなどは、交通付きパッケージ商品には含まれません。
D-4	宿泊+無料送迎は「パッケージ商品」とみなしますか？	パッケージ商品ではなく、宿泊単品の扱いになります。
D-5	複数の都市に滞在する周遊タイプのパッケージ商品は対象になりますか？	対象とはなりますが、助成金適用における泊数にカウントできるのは、函館市内の宿泊数のみとなります。例えば、札幌に1泊、函館に2泊する、のべ3泊4日の商品の場合には、函館泊の2泊分のみがカウントされます。
	キャンセル時に関する質問	
	質問内容	回答内容
E-1	キャンセル料は割引前の料金を基準として計算となりますか？	キャンセル料金は、助成金を適用する前の販売価格（宿泊代金、ご旅行代金）が基準となります。キャンセルによって追加のお支払いが必要となる場合には、事業者が定める方法にて、お客様ご自身に追加でお支払いいただくこととなります。
E-2	事業の停止等によるキャンセル料の特別な措置はありますか？	全国的な感染状況を踏まえ、事業の停止等を行った場合の取消料に関する特別な取り扱いについては、改めて事業者へ通知します。
	申請に関する質問	
	質問内容	回答内容
F-1	事業者の参加登録申請は、どのように行いますか？	第1次の申請はすでに終了しております。 第2次の申請は、4月の中旬をメドに開始予定です。開始となりましたら本ホームページにてお知らせ致します。なお、参加登録はWEBの専用システムから行っていただきます。第2次申請以降の追加募集は行ないませんのでご注意くださいませ。
F-2	申請欄の取扱実績・人数については、2019年の実績で間違いありませんか？	2019年の実績の記載をお願い致します。
F-3	2019年の取扱実績が0の場合はどのように入力すると良いですか？	0にて申請して下さい。
F-4	邦人販売人員とは何か教えてください。	日本人宿泊者への販売実績です。
F-5	申請時の実績について、パッケージ商品の実績も含めて良いですか？	函館市内の宿泊があれば含めてください。
F-6	申請書の代表者は施設代表者でも良いですか？	問題ございません。
F-7	申請書の配布はしていますか？	コロナ感染予防の観点から事務局での申請書の配布、郵送等は一切行っておりません。 WEBの専用システムからの申請をお願い致します。
F-8	東京に本社があるが東京から申請しても良いですか？	北海道に支店がある場合に限り、東京からの申請が可能です。
F-9	WEBの専用システムから申請後、申請書類原本の提出は必要ですか？	不要です。
F-10	登録時の口座種別について指定はありますか？	普通口座・当座口座どちらでも可能です。
F-11	同じ会社で、支店ごとに申請することは可能ですか？	1社1申請となります。
F-12	同一の運営会社法人で宿泊施設を複数運営しているが、申請は一括で可能か？	1宿泊施設ごとに、それぞれ申請をお願い致します。
F-13	事務局から、「交付決定通知」が添付されたメールが届いたが、この金額は何ですか？	申請内容をもとに、市と事務局が審査した結果、各事業者様に配分することを決定した原資となります。この助成金原資の範囲内で商品造成・販売が可能です。「交付決定通知書」に記載の助成金額は、通知段階では、各事業者への支払額ではなく、「最終実績報告書」の提出をもって交付額が確定となります。
F-14	1施設の補助が枯渇した場合他施設の補助金を回しても良いですか？	1事業者が経営している複数宿泊施設があった場合でも、宿泊施設ごとに助成金額を設定しているため、その都度、事務局にご相談ください。
F-15	ファイルの選択やアップロードが出来ないがどうしたら良いですか？	容量の大きい画像は添付ができない場合がございます。圧縮の上アップロード下さい。それでもアップロードできない場合は、事務局までご相談ください。

F-16	ホテルは法人が運営しているが「ホテル」として申請可能ですか？	申請条件にある宿泊施設を運営している者であれば、申請が可能です。
F-17	申請者名は、北海道事業部長や北海道所長などでも可能ですか？	申請可能です。
	OTAに関する質問	
	質問内容	回答内容
G-1	割引額をクーポン対応の配布で実施して良いですか？	クーポン配布での実施、問題ございません。
G-2	OTA経由の販売のみで割引適用されたお客様が宿泊した場合、宿泊施設での経理的な作業は何かありますか？	特に宿泊施設にて行う作業はございません。但し、函館市民であるかどうかの確認業務は必要となります。
	実績報告に関する質問	
	質問内容	回答内容
H-1	実績報告申請をしてからいつ入金されますか？	事務局に「最終実績報告書」を提出し内容精査後、問題なければ事務局より「交付額確定通知書」を送付します。そちらを受領後、事務局所定書式の「請求書」をお送りいただきます。事務局は、「請求書」を受領後30日以内に振り込みを行います。
H-2	報告（実績）フォームは事務局が作成しますか？	販売実績フォームは事務局で作成します。HP内でご案内予定となっております。